

論 説

「金融の民主主義」と金融労働

紀 国 正 典

はじめに

「金融の民主主義」というきわめて新鮮な響きと魅力をもったテーマは、アカデミズムの世界ではなく、金融労働者の現場から、素朴であるが、ほとぼしる情熱によって自然に発生した。一般に社会改革運動がそうであるように、この「金融の民主主義」というスローガンも、社会変革の激動期に運動全体の高揚にあおられて噴出してきたものである。したがって、この概念は、金融労働者にとっては馴染みの深いものであり、また金融労働運動の世界では、戦後直後から今日まで、頻繁に使われてきた言葉なのである。

ただし、金融労働者が使っているのは、「金融の民主化」という言葉であり、日本における研究も「金融の民主化」という概念設定で行なわれる場合が多い。しかもこの概念は、金融領域において民主主義概念が発生し、成立する本質や経済的必然性を考察するのではなく、単純な政治的意味で使われるケースが多い。まして、金融労働とのかかわりでこの「金融の民主主義」を研究する例はきわめて稀である。

本稿は、この空白を埋めることを目的に「金融の民主主義」を金融労働とのかかわりで考察しようというものである。

私がこの研究の指針に置いたのは、銀行労働者の次の呼びかけである。「大事なことは、内にあって人間を人間として尊重しないような銀行が、そのような体質をもった銀行が、どうして真に国民のための銀行たりうるか、という問題である。いかなる『銀行論』も、このことを抜きにしては正しく展開できな

いと筆者は確信する。そうでなければ、その『銀行論』は人間不在、国民不在のものとなってゆくであろう」及川和男・平田貞治郎『誰のための銀行』大月書店、1981年1月、P.116。

第1章 「金融の民主主義」を担う金融労働

金融労働者が「金融の民主主義」を掲げて精力的に活動を展開するのは、1975年以降のことである。しかし、彼らが「金融の民主主義」を運動方針として提起したのは、今回がはじめてではない。最初の方針提起をみるには、戦後すぐの時期にさかのぼらなければならない。「金融の民主主義」というのは、金融労働運動にとって「古くて新しい課題」なのである。¹⁾

「金融の民主主義」の全体像を考察するうえで、戦後直後の1940年代の「金融民主化」運動は、運動の規模からみても、提起した問題の性格からしても、わたしたちにこの問題を考えるために重要な手がかりを与えてくれるので、簡単にふりかえってみよう。

戦後の「金融民主化」運動の原動力になったのは、銀行労働者の90%を組織した全国単一の銀行労働組合である全国銀行従業員組合連合会（全銀連）が、1947年4月に結成されたことである。全銀連の結成趣意書は「金融の民主化」を高らかに宣言し、「金融の民主化」の性格、および経済の民主化との関係について次のように述べている。

1) 銀労研『銀行労働調査時報』は、戦後の金融民主化運動を4つの時期に区分している。第1期は1945~50年の時期で、経営民主化闘争が広がり、戦後の金融のあり方に発言と問題提起を積極的に行った時代である。第2期は1950年代で、賃金・労働条件の闘いが中心になった時期である。第3期は1960年代前半で、金融民主化に再び目をむけ始めた時代である。第4期は、1960年代後半から今日までの時期で、中小金融機関労組の運動を軸に金融民主化、経営民主化の具体的な模索がはじまっている時代である。銀労研「金融労組における経営と金融の民主化運動の歩みと現状」『銀行労働調査時報』M392、1981年11月。

しかし、第4期で現実に運動として具体的な実践活動が始まるのは、1970年代の半ば前後からである。

「平和日本が一日も早く再建されることは、内外からも齊しく待望されているところであるが、我々の前にある現実の姿は日一日と窮屈して行く日本であり、我々勤労者の生活は文字通りインフレの脅威にさらされている。この危機に臨み勤労者の生活を護るものは勤労者自身の組織の力であり、破壊に近い日本を復興するものは、労働組合を推進力とする経済民主化を描いて外にないことはいうまでもない。(中略) 我々は金融が経済の中核的地位を占めるという意味合において、銀行経営の民主化が日本経済の民主化に決定的意義を持つことを確信している。かくて銀行は旧殻を脱して国民経済の公共的機関として資金の吸収とその合理的配分を職能とする最も民主的な経営を打ち建てることが急務であることを強調したいのである。しかし我々は銀行の民主化が金融行政の民主化と直接に結びついているものであり、しかも官僚機構がきわめて強力であることを忘れてはならない。(中略)

我々は全銀連結成に当って次の主張をする。

我々は我々の生活を擁護する。

我々は銀行経営の民主化によって日本経済の再建に貢献する。

我々は金融行政の民主化を要求する。」²⁾

全銀連の「金融民主化」運動の最初のとり組みは、戦後日本の、新しい金融制度改革に対して影響力を行使することであった。すでに46年12月に「終戦後に於る金融制度の整備に関する方策」を検討するために金融制度調査会が発足していた。この金融制度調査会はその委員構成に大蔵官僚を排し、労働組合代表もふくめるという民主的な体制をもったものであった。³⁾ 全銀連は、「金融制

2) 全国地方銀行從業員組合連合会編『銀行労働運動史——全銀連の時代——』大月書店、1982年、p. 94。以下『全銀連』と略す。なお、この時代の「金融の民主主義」運動については、『銀行労働調査時報』とこの資料を参考にした。

3) この金融制度調査会の民主的性格は、その審議テーマにもあらわれている。次のテーマである。(1)民主的通貨金融政策の構想——経済再建、インフレーション阻止に関して——、(2)金融機関の社会化の問題、(3)現行金融制度の検討、(4)現行統制機構の検討、資金調整、行政官庁の機能など、(5)通貨金融制度運用にかんする中央統制機構の構成ならびに任務の立案、(6)日銀制度改革草案、(7)各種金融機関の職能分野の確定、(8)各種金融機関の組織ならびに運営にかんする改革の8項目である。

度調査委員会」を設けて検討を重ね、47年8月に「日本銀行の民主化に関する意見書（中間報告）」を金融制度調査会に提出している。この中間報告の金融改革構想は、「金融の社会化」を実現するための第1段階として、民主的金融統制機構の役割を重視し、この役割を日銀が果たすべきとの考え方から、日銀内に「日銀運営委員会（仮称）」を設けてその機能と運営を徹底的に民主化する、というものである。この活動の成果も反映して、金融制度調査会は通貨金融の民主的統制機関の機能をはたす「通貨信用委員会」の設置を結論に盛りこんだ答申を47年11月に発表している。全銀連は、「調査会最大の収穫」と評価された民主的成果を生かすため、「通貨信用委員会」の実現を重要な実践目標と設定した。その一つの方法として、「全金融界を横断的に連絡する自主的な組織」をつくり、それを母体に自主的な「通貨信用委員会」に転換することを提案している。つまり、労働者がイニシアチブをもった自主的な金融統制組織をみずからつくりだし、これを母体、あるいは受け皿として金融行政の実質的権限を移してゆく方向を展望していたとも考えられる。

大蔵省はこのような展開に対して巻きかえしをはじめ、金融行政に対する大蔵省の権限を大幅に拡大するとともに、「通貨信用委員会」を大臣の諮問機関に押し下げる「金融業法案要綱」を準備した。これに対して全銀連は、従来の「金融制度調査小委員会」にかわって「金融業法対策委員会」を設置して対応策を練り、「金融業法に関する第1次意見書」を48年5月に発表している。この意見書の「金融の民主化」思想は、第1に金融に対する大蔵省の官僚統制を排除することを基本にすえ、第2に勤労者の意思を反映する金融統制機構を「金融民主化」の基礎として確立することであり、この具体策として、中間報告の「通貨信用委員会」構想を発展させ、「憲法の許す範囲内において政府から独立した国家機関」として労資同数の委員からなる「金融委員会」の設立を提案し、第3に個々の金融機関の運営の民主化にむけては、経営の公開、従業員の意思の反映のための経営協議会の強化、役員選任方法の民主化、などを訴えるものであった。

ところがこの時期になって、G H Qはアメリカの金融制度をモデルとした改

革構想、たとえば「通貨信用政策の策定・実施機関として強力にしてバランスがとれ大蔵省から独立したノンポリティカルな委員会」の設置や銀行と証券の分離、などを日本政府に指示してきた。この事態に対して、委員会は第2次意見書を発表した。それは日銀と政府信用機関は、労資同数で構成される「金融委員会」の管理下に置かれるべきこと、この「金融委員会」こそ**GHQ**のいう「ノンポリティカル委員会」であることを主張するものであった。

全銀連は、この「第2次意見書」を労働組合や民主団体に広く宣伝し、労働者共通の金融改革案としての同意を求めたが、厳しい批判に出会った。その代表的な批判をまとめると、第1に、所有形態、官僚機構をそのままにしたままでは、委員会に労働者代表を送っても実効性はなく、反対に幻想をふりまくだけであること、第2に、下級金融機関の民主化の下からの積みあげなしに、「金融の民主化」は不可能であること、第3に、主要金融機関を国営化し、この国営金融機関を管理運営する機関として中央・地方に「金融委員会」を設けるべき、ということである。全銀連は厳しく自己批判し、この意見書を棚上げすることを決定する。そのためこれ以降、政策課題として「金融民主化」問題を追求する活動は弱まってしまうのである。

さて、われわれはここで提起された「金融の民主主義」をどのように評価すればよいのだろうか。

第1に、提起された「金融の民主主義」は、金融行政の民主化を中心であった。全銀連の結成趣意書は、最初からそのことを宣言しているのである。全銀連の構想は大蔵省の金融に対する官僚統制を排除し、これにかわって国民の意思を反映して強力な権限をもつ民主的金融統制機関をつくり、この機関への労働者代表の影響力を行使することによって、つまり、金融行政の頂点からの民主的中央集権の規制力によって、金融制度改革を上から一挙に実現し、「金融の社会化」推進の強力な手段にしようというものである。この構想に対して、「労資同数の委員会」は幻想をふりまくとか、あるいは個々の金融機関の民主化の下から積み上げが重要との批判は正しい側面もあるが、当時の政治争点が金融行政の戦後の出発点をどのように確立するのか、大蔵省の権限をどの範囲

で認めるのか、というものであった以上、全銀連の民主化論は、現実的な性格をもっていたといえるであろう。戦時国独資の主柱であった大蔵省の強大な金融の支配力を、当時の状況で可能な限りで封じこめる狙いがあったことは評価されるべきである。個々の金融機関の民主化をまつていては遅いのであって、国民的支持基盤を広げつつ金融行政に介入できる基礎をかためることは必要であった。今日に至っても大蔵省の金融統制権限は絶大であり、日銀の「政策委員会」は「スリーピングボード」になっていることを考えれば、いっぽうこの問題の重要性は浮かびあがる。

第二に、日本の金融改革史上においてはじめて、金融行政に対して国民的意思を反映させるべきであるという構想を提起したことは、大きく評価されるべきであろう。とくに、通貨信用部面が、議会制民主主義の枠内に解消されるのではなく、独自に国民的な代表参加と民主的な判断と監視を必要とするという思想は、「金融の民主主義」を考える上で、これからも検討すべき点であろう。

第三に、全銀連が、国民・労働者が参加する「金融の民主化」を構想していたとしても、それは労働組合の金融のエキスパートが、苦心して頭のなかで生みだした産物であった。国民との多様なつながりを組織し、金融に対する国民的 requirement を掘りおこして政策に高め、これから金融のあり方を具体的に国民の前に提起しつつ実際の改革にとり組むまでには至らなかった。この原因は、 性急な金融改革問題への対応に追われていたことや、組合結成後経験が浅かったこともあるが、なによりも、庶民金融は別として、一般に金融が国民に縁遠い存在であって国民的基盤をもつまでに成熟していなかったことがあげられよう。

第四に、私的所有形態にある銀行資本の無政府的営利政策に対しては、政策的検討もふくめて実践的対応が弱かったことである。もちろん、全銀連は結成当初から「銀行経営の民主化」や「金融の社会化」を方針として掲げていたが、具体的な活動や方向性を深めるまでに至らなかったのである。しかし、これらの問題をめぐる討論から、「金融の民主主義」を考えるうえでさらに発展させるべき重要論点も提起されている。たとえば、銀行は「国民経済の公共的機関として資金の吸収とその合理的配分を職能とする」とか、「金融の社会化」

とは「計画金融にうらづけられた産業防衛」であるとか、あるいは「地域別の資金配分計画をつくり、これを下からつみあげた構想」であるべきだとか、「私的性の銀行に対しては、金融機関の公共性という面をからませるべき」などである。⁴⁾

このような討論を経てそれ以後、全銀連は産業防衛闘争にとり組むなかで、「金融の社会化」の内容を具体化してゆく方針をもった。そして、一定水準までその内容を堀り下げつつあったことは、次の第七回全国大会運動方針「産業防衛闘争を強化し金融機関を社会化しよう」が示している。少々長くなるが、今日的意義もあるので、引用してみよう。

「全銀連の多面的な闘争のすべてが金融機関を社会化するための闘争という意義をもつものであることをうたがわない。(中略)

現在集中生産の対象となる一部の独占企業とその上にたっている金融独占資本を除いて、地方産業およびそれを基盤とする地方銀行は経営の危機におびやかされている。ここから中小企業ないし地元産業を守ることが地銀を守ることであり、地方銀行の経営者も含めて地元産業と一丸となって産業防衛闘争に立ちあがらねばならないことがでてくる。(中略) 市民銀行従業員と地方銀行従業員との共同による大銀行をふくめた全金融機関の社会化反至国営人民管理の線に進むべきである。

では具体的にどう進めるべきか。その端緒として考えられることは、先ず第一に地銀を守れ、資金を地方的にプールせよということである。そのことは地銀経営者の認識をあらためさせ、組合と共に資金の地方環流をはかり、地方産業復興のために融資させ、更に銀行資本のみならず、ボス的信用保証協会や預金部の資金を民主的な管理にし、これを地方産業復興に使うことを意味する。

(中略) 第二には大銀行の従業員が給与闘争、不正テキハツ闘争、職場の民主化闘争をつうじて闘争の成果をつみあげるなかから発言権を強化してゆき、経営参加を闘いとる。その上に地銀従業員との共闘によって産業防衛闘争を強化

4) 『全銀連』p.156。

し、実質的に集中金融政策をくずしてゆくことである。」⁵⁾

それから30年近くが経過して、70年代になって、金融労働者は「金融の民主化」問題を大衆運動の重要課題として追求しはじめた。もちろん、地銀連などの先進的な銀行労組は、一貫して「経営の民主化」あるいは「金融の民主化」を重視してきたこと、50年代には大蔵省の権限強化を目的とする銀行法改悪反対闘争を成功させたことは無視することができないが、まだ企業内に閉じこもったものであったのである。

新しい段階で「金融の民主主義」運動が盛りあがった契機は次のことである。

第一に、全銀連は56年7月に解散したが、その前後に、全相銀連、全信労連、全証労協、全労金、公庫労協などの中小金融機関労組が新たに結集されるようになり、これらの金融労働者は中小企業問題や中小企業金融に関心をもち、独占集中の金融構造への批判を強めたことである。これにくわえて、大企業への安価な資金のいっそうの集中を狙いとして、中小金融機関の合併・整理を推進する「金融二法」が60年代おわりにあらわれたことも、要因になった。この法案によって、労働条件の悪化、いっそうの「合理化」を強いられる中小金融機関の労働者の反対闘争が広がったからである。

第二に、73年の狂乱インフレをひきおこした銀行、商社、石油などの大企業の反社会的行動に対して国民的批判がまき起こったことである。これをきっかけに、「銀行の社会的責任」や大口融資規制、銀行経営のディスクロージャーなどが国民的要求としてあらわれたように、銀行改革問題が国民の関心を集めようになり、金融労働者もこの国民的 requirement にこたえることを求められたからである。

第三に、日本経済が構造的不況期に突入し、金融機関相互の競争が激化することによって金融労働者の労働と生活は不安定性をまし、この厳しい職場環境を改革するためには、国民的な連帯と支援をえることが欠かせなくなつたからである。

5) 『全銀連』p.158。

新しい「金融の民主主義」運動は、以上の経済環境の変化を契機に、金融労働者に次の諸活動を促すことになった。⁶⁾

第1に金融労働者は、それぞれが所属する金融機関や業種の枠をこえて経験を交流し、おたがいに学びあい、「国民に役立つ金融」のあり方を共同で模索して政策水準を高める活動に踏み出した。地銀連、全相銀連、全信保労連、日本信託銀行労組、国民金融公庫労組の6団体は、75年11月に「金融民主化をめざす金融労組懇談会」を開催した。この成果をもとに、77年12月には「不況から国民の生活と中小企業の経営を守るために金融面での対策」第1次試案を作成し、78年4月に第3次試案を作成するにいたっている。これらの諸活動とともに、「国民に役立つ金融」討論集会にとり組み、78年の9月から80年までに3回開かれている。82年12月には地銀連独自に「国民に役立つ銀行のあり方を考えるシンポジウム」が開催されている。

第2に金融労働者は金融の枠内にとどまるのでなく、金融に対する国民的要請を調査し、それを具体的・現実的な政策にまとめ、さらにこの実現活動により組むことで、国民的連帯の綱の目を組織し、「国民のための金融」の基盤づくりに着手した。この諸活動の例として、顧客アンケート活動や、中小企業や

6) 新しい「金融の民主主義」運動については、前掲、銀労研の「金融労組における経営と金融の民主化運動の歩みと現状」のほか、地銀連金融民主化委員会「銀行労組の金融民主化闘争の歴史、教訓と当面の課題」『銀行労働調査時報』No.419、1984年、4月、および「経営民主化、金融(保険・証券)民主化に関する金融単産の総括方針」『銀行労働調査時報』No.392、1981年、11月、これ以外に、国企労や全信労をはじめ金融労組が毎年開いている業研集会の記録とまとめ、金融労組の中小企業との懇談会や市民アンケートの記録とまとめ、金融労働組合の毎年度の「課題と展望」その他の諸活動についての記録は『銀行労働調査時報』を参考にした。これらの資料だけでも大変な量になるので、細かい出典は差し控える。なお、この運動の経過をわかりやすくまとめたものに、平田貞治郎、甲賀邦夫編著『岐路にたつ銀行』大月書店、1984年、7月、がある。この本の「国民のための銀行に」の章は圧巻である。

また、何度か開かれた「『金融の民主化』をめざす交流討論集会」の報告集やパンフレットについては、四国銀行従業員労組の山崎委員長から提供を受けた。記して感謝する次第である。

業者団体との懇談会や対話活動があげられる。市民アンケートをもとに「くらしと経営の相談所」を開設させたり、地域経済懇談会を創設するすぐれた成果をあげている羽後銀行従組や、専門的知識を活用してアドバイスを行う無料金融相談所を開設させた青森銀行従組の活動の例もある。その他、住民運動に参加して「地域づくり」と金融の関係を探るために自治体労組とのシンポや懇談会をもつ活動もあらわれている。このような諸活動の成果のうえにたって、地銀連は81年1月に、「中小企業、地場産業を育成し、倒産を防止する委員会」（試案）を発表して、「倒産防止委員会」創設運動に乗り出している。また中小企業金融関連の労組は「中小企業の現状と中小金融のあり方についての懇談会」を重ねてきている。

第3に、金融労働者は、自己の業務や労働を科学的な調査、研究の対象に設定し、国民の要求にこたえる業務のあり方を追求し、改善する活動にとり組んだ。それが業研活動である。全労金は68年より毎年この活動にとり組み、会員労働者の要求にこたえるための業務研究の成果をつみあげているし、国金労は69年より中小零細企業の営業と生活を守るための国民金融公庫のあり方を追求して、職場の民主化も発展させるなど大きな成果をあげている。全信保労連も75年からはじめている。

さて、新しい「金融の民主主義」運動は、前回とは大きく様がわりして私達の前にあらわれている。前回と比較して、いくつかの特徴をひろいあげてみよう。

第1に、前回は全国単一の労働組合を中心であったのに対して、今回は中小金融労組が主体となっている。そして中小金融労組は労働と生活の発達要求を基礎とし、この発展上に「金融の民主主義」を位置づけている。その結果、運動を担う層が大きく広がるとともに、多様で創造的な諸活動が展開されることになった。

第2に、前回が「国民のための金融」を保障する民主的制度構想が政策争点であったが、今回は独占資本に集中する金融の流れを中小企業、国民の方向にかえるという、いわばマネーフローの民主的転換をもとめるものとなっている。

第3に、前回が金融行政を真上にみあげた運動であったのに対し、今回は金

融をつうじた横のつながりを広げる運動になっていることである。この運動は、金融に対する具体的な国民的要求を組織し、「国民のための金融」を追求するなかで、金融労働者の行動や政策、組織の統一をめざし、国民的な金融構想を展望するものといえるであろう。これらの諸活動について、「金融の民主主義」とは単なる「一片の通告」による経営や所有の国有化におわるものではないこと、これを支える国民的基盤、経済的基盤が重要であることを提起したものと評価することができる。

第4に、前回が金融のエキスパートが活躍した民主主義運動であったのに対し、今回は多数の金融労働者の知恵と創造力を高める学習運動と結合していることである。自己労働としての金融労働が、金融労働者一般の研究対象として当然のごとくに取りあげられていることに、金融労働者の発達要求が高度な水準に到達していることをみることができる。「金融の民主主義」が、金融労働者の全面発達の契機になることを示したことは、最大の評価をあたえられるべきであろう。

これまで、日本の戦後史において高揚した「金融の民主主義」運動をふりかえってきた。二つの民主主義運動は、異なった特徴をもちつつも、この問題を考える上で、貴重な歴史的経験を提供するものである。

私達は、「金融の民主主義」運動が金融の構造的転換期に発生して高水準の活動を展開すること、この民主主義運動は、変転する金融システムを労働者や国民の主導権のもとに置こうとする運動形態をとること、しかし、運動としてあらわれても、その内容はまだ体系だったまとまりをもたず、偉大な模索にとどまっていることを知った。

さらに金融構造の転換は金融労働の危機をひきおこし、それは必然的に「金融の民主主義」運動を呼びおこすこと、そして金融労働は「金融の民主主義」運動に取り組むことを自己労働の変革と発達の契機にしようとしていること、さらにつれてこの労働の変革と発達が「金融の民主主義」運動のエネルギーを高めるものであること、つまり、金融労働の変革・発達と「金融の民主主義」とは強い対応関係に結ばれていることを知った。

最後に、金融の転換期は国民経済もその局面にあり、「金融の民主主義」は国民経済の変革をも展望しようというものであった。それはまた、国民経済の変革をめざす民主主義運動が、金融の民主主義運動に波及し、統一した流れを志向したからである。

第2章 金融の民主主義と公共性

「金融の民主主義」の日本の歴史的経験からわれわれは多くのものを教えられた。しかし、まだ解明すべき課題も多いことも理解できた。とりわけ、「金融の民主主義」という思想が発生する経済的根拠、この思想の基本的原理、さらにこの思想がどのような制度システムを構想しているのか、これらの諸課題はまだ多くの検討を要する問題である。

この章では、これらの問題をさらに掘り下げるため、「金融の民主主義」の思想的原理にたちもどって検討してみよう。そうすれば、日本における「金融の民主主義」の特徴も明らかになるにちがいない。

民主主義機能を高度に發揮させる金融改革構想を、決然たる態度で提起した人として、古典派経済学を完成させた経済学者、D・リカードとロシア革命の指導者、レーニンをとりあげてみよう。

リカードは台頭しつつあるブルジョアジーの思想的代表者として封建的勢力と激しい理論闘争を展開し、その立場からブルジョア民主主義を最大限に發揮させる金融改革構想を1,800年代前半に提起している。レーニンは、独占資本の利権擁護の帝国主義戦争がひきおこした経済混乱と崩壊からロシアを救い、経済を再建するために、すぐに社会主義を導入するのではなく、あくまで経済の民主的改革（経済民主主義）の一環として、金融の民主的改革構想を重視しているのである。

これら二つの金融改革構想は、時代背景も異なり、しかも100年もの年代の開きがあるにもかかわらず、驚くほど共通した内容をもっていることに、われわれは目を奪われることになる。そのことは、二つの改革構想が、「金融の民

主主義」を徹底しておしそすめればゆきつくであろう思想的原理を共有していることを示しているのである。共通した特徴を整理してみよう。

まず金融制度構想であるが、どちらも共通して、国のすみずみまで支店を設置した単一の国立銀行、あるいは政府銀行が「金融の民主主義」の制度的支柱としての役割を果たすこと、そして、私的性をもった民間営利銀行を国有化し、国民の代表的意の統制の下に服従させることを、金融改革案として提案している。

リカードは、当時、国王から特許状を受けて紙幣発行権限をもっていたイングランド銀行を国有化し、銀行券の発行権限を議会によって選ばれ、しかも独立した5人の通貨統制委員会に独占させること、各地域を通貨流通圏域ごとに分断し、地域間決済には地方政府銀行を通じて、ロンドン政府銀行に置いた預金残高あての手形を便用すること、このことでロンドン政府銀行の通貨信用の権限と機能を強大なものにすること、そのようにして、議会によって強力に統制を受けるロンドン政府銀行を頂点にいたいた中央集権的な信用構造を構想しているのである。¹⁾

レーニンも同様である。彼は、銀行事業はきわめて巧妙で精巧な機構であるので破壊するのではなく、「国内のすべての銀行をただちに統合して単一の全国銀行にし、それにたいする労働者代表ソヴェトの統制を実施する」²⁾こと、別の表現では「すべての銀行を1つに合同し、各村落に単一の全国的国立銀行の支店があるようにすること」³⁾を提起し、この方策は社会主義の導入ではないこと、経済的に機は熟していて、技術的に無条件に実施でき、政治的に労働

1) 拙稿「D. リカードの金融統制論」『高知論叢』第19号、1984年3月、を参照せよ。この論文は、リカードの金融改革構想をブルジョア民主主義の徹底した發現として評価したものである。

2) レーニン「現在の革命におけるプロレタリアートの任務について」1917年、全集、第24巻、p. 6。

3) レーニン「1つの根本問題」1917年、全集、第24巻、p. 189。

者、農民の支持をえることができると表明している。⁴⁾

全国単一銀行として国有化された銀行事業の管理は、リカードが議会制民主主義によってコントロールされた上からの中央集権的統制を考えているのに対し、レーニンは、直接の上からの国家統制に加えて、銀行労働者の下からの統制を重要視している。しかも、レーニンは、下からの労働者統制の組織力による銀行合同の実現を、次のように呼びかけている。「個々の銀行ごとに、また全国的な規模でも、銀行従業員のソヴェト評議会と大会をただちに招集し、それらに、すべての銀行と信用機関を1つの全国的銀行に合同するための、またすべての銀行業務にたいするきわめて厳密な統制を打ち立てるための実践の方策をすぐに作成し、統制の結果をすぐに公表するよう委託すること」⁵⁾

以上のように、金融統制の主体と方法にちがいがあるとはいえ、どちらも金融業務に住民の意志を反映させることを最も重要な狙いに置いた金融改革であること、そして、民主的な金融統制力を最大限に發揮するために、すべての金融業務の民主的機関への集中と独占を実施すること、さらに地域的に金融組織をはりめぐらすこと、このような共通要素をもっているのである。

さて、2人の「金融の民主主義」論者は、これまでに述べた金融制度構想によって、何を目的として、どのような成果を期待したのだろうか。これは、いわば「金融の民主主義」の最終的に到達すべき目標といえるものである。

私達は次の3つの政策目標を確認することができる。

第1は、公共的、社会的な性格をもつ通貨信用機構や経済組織を、私的な営

4) 銀行の国有化とモノバンク（単一銀行）制度は現在の社会主义金融機構の中心として受け継がれている。ソ連邦国立銀行は、総合資金計画に基づいて業務活動を行い、唯一の集中化された経理の中枢機関であり、この帳簿には諸支出と通貨の流れがすべて記録され、国民経済目標の計画的遂行に大きな役割を果たしている。この金融機構は、社会主义の金融モデルとなったが、ユーゴスラビアでは、全国ただ一つの巨大銀行は事務繁雑で、若干の企業にのみ資金が集中する弊害が発生したので、現在は自主管理制度と結びついた多数銀行制である。田中壽雄『社会主义の金融銀行制度』東洋経済新報社、昭和61年1月。

5) レーニン「避けられない破局と法外な約束」全集、第24巻、p. 453。

業の機会や投機などの不正な利益の獲得を利用する経済行為を規制あるいは防止することである。

リカードの金融改革の目的は、通貨発行特権を私的な営利に利用する経済行為や銀行の信用機能の濫用による過剰信用が、通貨の不安定やインフレーションを惹きおこすことを規制することにあった。簡単に整理すれば次のようになる。「リカードの金融改革論の基本目的は、第1に、不正な手段で資金調達を行う政府と、政府から託された公金と公的な通貨発行特権を私物化して、これもまた不正な利得をかせぎ出すイギリンド銀行との癒着構造にメスを入れ、財政と金融の分離を実行すること、それとともに金融の私的な営利主義にも規制の網をかぶせて、通貨の過剰発行、すなわちインフレーションを導く過剰信用を防止しようとするものである。第2には信用制度による利益を私的な営利主義に奪われるのでなく社会的に還元する方策を編み出すことである。これの最も重要な実行機関が、議会によって選ばれ、議会にのみ責任を有する民主的で公的な通貨統制委員会であり、この指導のもとに運営される政府銀行である。この通貨統制委員会（政府銀行）の仕事、すなわち民主的統制の向けられる鋒先は、政府の不正な資金調達の防止（財政民主主義）を目的として政府とイギリンド銀行に、銀行業務の濫用の防止（金融民主主義）を目的としてイギリンド銀行とその他一般銀行、地方銀行に対してである」⁶⁾

これに対して、レーニンが民主的統制の鋒先をむけたのは、高度に社会化された経済組織を「金融上のべてんや法外な利潤」をかせぎだすために利用して、経済の混乱を惹きおこしている一握りの独占資本である。彼によれば、銀行を国有化し、「取引帳簿を公開」し、労働者統制を実施してはじめて、不正な手段でえた独占資本の財産や所得があきらかになり、その隠匿を保障している「営業上の秘密や銀行の秘密の完全な廃止」が可能になるのである。レーニンはいう。「巨大株主の数はとるにたりない。だが彼らの役割、彼らのもつている富の総額は、巨大である。ロシアで最も富んだ人々5,000人か、むしろ

6) 抽稿、前掲書、p.197。

3,000人（いやおそらくは2,000人）の名簿をつくってみるか、あるいは彼らの金融資本、彼らの銀行との縁故のあらゆる系や結びつきを（銀行やシンジケートその他の職員の下からの統制によって）たどるかすれば、資本の支配のいっさいのかなめが、他人の労働をもとにして蓄積された富の主要部分が、社会的生産と生産物の分配とにたいする『統制』の真に重要な根源が、すべて明るみにだされるであろうと言ってもまちがいはあるまい」⁷⁾

第2の政策目標は、信用制度や銀行業務の利益を広く国民に開放し、金融利用の国民的便宜を促進することである。

リカードは、先の引用にもあったように、金属貨幣にかえて紙幣を発行する利益、あるいは信用制度による利益、さらに政府の支払う利子は、民間の営利産業に奪われるのではなく、通貨信用業務を独占した政府銀行が享受して「社会に還元」されるべきであることを求めていた。

レーニンも同様である。できるだけ国のすみずみまで配置された政府銀行支店は、農民、中小商工業者、これまで縁のなかった一般労働者に大きな便宜を提供することを保証している。レーニンはいう。「全人民にとって、とくに労働者ではなく（なぜなら労働者は銀行にあまり縁がないから）農民や中小商工業者の大衆にとっては、銀行の国有化から来る利益は巨大なものであろう。労働の節約は非常なものであろうから、もし国家がこれまでどおりの数の銀行職員を維持すると仮定すれば、このことは、銀行利用の普遍化（一般化）、支店数の増加、銀行業務の簡便性、その他等々にむかって、いちじるしく大きな一步を進めることを意味するであろう。ほかならぬ小経営主や農民にとって、信用を受けるのがきわめて簡便となり容易になるであろう。他方国家ははじめて、まず最初に、なんの隠された部分もないようにしてすべての主要な貨幣操作を監察し、つぎにそれを統制し、さらには経済生活を規制し、最後に、資本家諸君に『奉仕の代償として』法外な『手数料』を支払わなくとも、国家の大規模な取引のために要する何百万何十億という額を手に入れることができるよう

7) レーニン「避けられない破局と法外な約束から」前掲書。

なるであろう。(中略)

保険事業には何億という金が資本家によって投下されており、仕事はすべて職員によっておこなわれている。この事業が統合されれば、保険料は引き下がれ、すべての被保険者が多くの便益と便宜を得るであろうし、従来どおりの労力と資金の支出で、被保険者の範囲をひろげることができるだろう。」⁸⁾

第三の政策目標は、金融業務の民主的な国有と独占、そして地域的普遍化によって、生産と分配をはじめ経済のすべての流れを明確に把握することが可能になることである。

リカードは、わざわざ各地域の通貨流通範囲を分断し、中央と地方、そして地方間の決済や資金の移動はロンドン政府銀行の預金の振替えで行うべきことを構想している。そうなれば、すべての資金の流れは、ロンドン政府銀行の帳簿をみるだけで把握でき、彼は「詐欺を発見するについての保障は、完璧に近いものとなる」と満足するのである。

レーニンの場合は、崩壊をむかえつつある経済機構、生産と分配のシステムを再建するために、現実の経済の流れを確実に把握すること、そしてすべて記録することは、最初にとりかかるべき、きわめて重要な事業であった。もちろん、この仕事は国有化された銀行だけが実行するものではなく、一般に労働者による下からの「記録と統制」によって可能になるのであるが、とくに金融の果たす役割が次のように強調されている。「銀行が国有化されてはじめて、国家は、どこへ、どのように、どこから、いつ、何百万何十億の金が流れるかを知るようになることができる。また、資本主義的流通の中心、主軸、基本機構である銀行を統制することによってはじめて、口さきだけでなく、実際に全経済生活の統制、最重要生産物の生産と分配の統制を組織し、『経済生活の規制』をうまくやることができるのであって、そうしなければ『経済生活の規制』は、かならず庶民をだますための大臣風の空文句に終わる運命にある」⁹⁾

8) レーニン「さしせまる破局、それとどうたたかうか」全集、第25巻、p. 356。

9) 前掲箇所。

ブルジョア民主主義の発現であれ、経済民主主義の発現であれ、どちらにしても「金融の民主主義」として比較してみれば、共通の内容と要素をもつてゐることが、明らかになった。では、この共通性の根本要因は何であろうか。

それは、「金融の公共性」という概念にほかならない。つまり、通貨・信用業務というのは生産と生活の社会的、共同的、一般的条件であるので、社会的共同利用性、社会的共同便宜性を本質的要件として伴い、それゆえ国民的民主的共同管理を必要なものとし、さらに私的独占を許さない、という公共性概念なのである。¹⁰⁾

ここに至って「金融の民主主義」と「金融の公共性」の関係も明らかになった。「金融の民主主義」という思想が発生する経済的基礎、あるいは根拠は、金融が公共的、共同的性格を本質的要素としてもっているからであり、反対に「金融の民主主義」はこの「金融の公共性」を重要争点として、そして運動の根拠として展開するという関係にあるのである。

しかしながら、自由競争の支配する資本主義段階と独占資本の支配する帝国主義段階では、「金融の公共性」の存立する経済的基礎が異なるため、この公共性概念もちがった様相を展開せざるをえない。

自由競争段階の資本主義においては「金融の公共性」とは通貨価値の安定と信用の利用機会の社会への均等な開放ということである。なぜなら、リカードの思想が典型的にあらわしているように、インフレーションは中産階級や勤労者が労働でえた富の価値を切り下げる、不正な所得再配分を発生させるからであり、しかも通貨価値が不安定になれば取引の安定がそこなわれるからである。

10) 渡辺佐平氏は、すでに昭和30年に次のように述べている。「銀行資本の不可欠の一部は零細な貯蓄や小企業者の生業資金などからなりたっているのであるから、この資本によって、小企業の苦境が救われて、はじめて銀行資本の公共性が実現されたといえるのではなかろうか。ところが、事実はそのようにはなっていない。しかも現実の事態は銀行が公共の名のもとに自己のもつ資本の安全性を求めるこによって生じているのである」渡辺佐平『銀行の経済学』法政大学出版局、昭和30年、p. 188。

金融機関の公共性と社会的責任を追究したものの、谷田庄三「金融機関の社会的役割について」『経営研究』第27巻、4、5、6合併号、1977年、3月がある。

さらに信用の利用機会は、高利貸資本や前期的独占に支配されるのでなく、市場の自由な経済法則（利子うみ資本の論理）にもとづいて、資金を必要とする人には誰にも、返済の保証があれば、公平に、均等に開放されなければならないのである。現実の金融改革の歴史においても、通貨価値の安定を政策目的として、通貨学派が金属流通法則による通貨量規制と中央銀行制度を発展させてきた。さらに、他人資本である預金の安全な保管と運用を保証するために、銀行の分業主義や商業銀行主義、いわゆるサウンドバンキングシステムが発生したことは良く知られている。信用制度は、社会から集められた資金の共同準備金として、つまり、総資本家階級の「共同金庫」としての役割を果たし、不生産的な流通費の節約と資本蓄積の作用範囲を広げるかぎりで生産的に機能し、資本家すべてに対して貨幣資本の一般貸借機能行使するのである。

このように、この段階での「金融の公共性」は、ブルジョアジーにとっての、または総資本家階級のための「公共性」であり、等価交換の法則と営業の自由の保証を伴う古典的なそれであった。

資本の集積、集中が独占形成まで進んだ帝国主義段階では、「金融の公共性」は、より広範な基礎と支持をもつまでに成長する。まぜなら、生産の社会化は巨大な規模にまですすみ、銀行業の集積・集中、信用の社会化も高度な段階に到達し、金融資本は社会のすみずみまで張りめぐらした金融の網の目によって、資本家だけでなく、労働者、中小商工業者すべてから資金を調達し、全能の独占者として政治・経済のありとあらゆる部面に支配の網の目を広げるからである。そして、高度に社会的広がりをもった信用制度を利用して、これらの巨額の資金を彼らの支配する大工業や軍需工場などの私的独占のために一方的に使用するからである。また、金融業務は、家計の出納や決済、耐久消費財の購入などにも広範に利用されるようになり、一般国民の「生活金庫」としての機能を強めるからである。¹¹⁾

この結果、「金融の公共性」は、ブルジョアジーのためのものから、労働者、

農民、中小商工業者のために、共同利用性、共同便宜性、共同管理性を強めるものとなり、広い国民的支持と参加基盤をもつようになるのである。

しかも、この「金融の公共性」の要求する民主主義は、独占ブルジョアジーが投げ捨てた、あるいは無意味になった古典的な「金融の民主主義」を、新しいより発展した形態で再生する必要も生ずるのである。なぜなら、通貨の安定、信用利用の機会均等と社会的公正を強めることは、金融資本の私的独占を許さない民主主義要求となるからである。より発展した形態というのは、この「金融の民主主義」が、まったく自由な機会均等ではなく、レーニンの思想にあったように、私的独占の支配下の経済を国民のために再建するためには、多数の住民の参加した国民経済の計画的な共同管理と一体となり、しかもその計画的編成をより容易にするための社会的資金利用計画という形態をとらざるをえないからである。

帝国主義段階では、金融資本の支配と従属は他民族にもむけられ国際的な規模になるので、「金融の民主主義」の国際的性格も課題にならざるをえない。¹²⁾

「金融の民主主義」の思想的原理と特徴が以上から明らかになった。これを

-
- 11) 平田貞治郎氏は、この事態を「銀行機能の社会化」と規定している。「金融構造の変化と銀行の大衆化の進展によって、銀行はますます深く国民生活にかかわるようになった。銀行資本は資金調達面だけでなく、資金運用、利潤追及の面でも、国民大衆に決定的に依存するようになった。つまり銀行資本の意図とは別に、銀行機能の社会化が弁証法的にすすんできている。

銀行資本は金融面での大衆収奪をつよめないかぎり利潤をあげることができず、しかも大衆から背を向けられれば1日も存立することができない。ここに銀行資本の矛盾があり、弱点がある。

したがって、銀行労働者がみずからの人間性回復の要求と、『銀行はもっと人間を大切にせよ』という国民大衆の要求とを結びつけて、金融民主化の国民運動を推進するならば、銀行資本の大きな譲歩をかちとることができる』平田貞治郎「80年代の銀行と労働運動の方向」『銀行労働調査時報』№ 379, 1980年, 10月。同じ内容のものが、野田正穂、谷田庄三編『講座日本の金融機構(下)』新日本出版社, 1984年, 3月、におさめられている。

参考にすれば前章で整理した日本の「金融の民主主義」運動の経験は、まだ充分にまとまった体系に成長していないとしても、また根本的な改革にまで成熟していないとしても、多くの点でその原理と思想を共有する特徴をもっていることがわかる。

「金融の公共性」概念が「金融の民主主義」の最も重要で最大の争点になることは、日本における激しい「金融の公共性」論争の経過が立証している。この公共性論争は、銀行に社会的責任を求める70年代前半の国民運動の盛りあがりが、銀行法改正問題にまで発展したことから始まった。金融制度調査会は、銀行の反社会的行動を批判する世論におされて、「銀行の公共性」について次のような進歩的な見解をとり入れざるをえなかった。

「銀行は……国民経済的・社会的に重要な機能を担っていることにかんがみ、公共性の高いものとしてとらえられている。そのため、銀行については、信用秩序の維持と預金者保護を図るためその経営の健全性を維持することが基本的に要請されるが、さらに国民経済的視点に立った資金供給、国民のニーズ等に適合した金融資産の提供等国民経済的・社会的な諸機能の適切な発揮が図られてゆく必要がある。(中略)

銀行は一般企業に比し社会的責任が重いものであるといえるが、銀行が、経営の健全性を維持しつつ公共的機能を適切かつ十全に発揮し、経済社会の要請に適切に対応してゆくことが、その社会的責任を果たしてゆくゆえである。」¹³⁾

このように、金融の公共性と社会的責任を強調して、総論的にまとめた上で、具体的に次の銀行経営基準を提起している。第1に、長期的、社会的に有用と考えられる分野への資金供給に配慮すること、第2に、土地投機等の社会的に問題のある企業活動を助長する資金供給を抑制すること、第3に、中小企

12) レーニンの金融的支配と従属の体系を考察したものとして、拙稿「金融的従属論——ヴェイ、イ、レーニンの概念の検討」『高知論叢』第23、24号、1985年11月、を参照せよ。

13) 金融制度調査会『普通銀行のあり方と銀行制度の改正について』昭和54年、6月、pp. 7—8。

業や個人に対して融資を受ける機会を公正に提供し、歩積・両建預金の解消等社会的公正を確保すること、第4に、大口の融資や株式保有等を通じて銀行と企業の関係に行き過ぎが生じることは望ましくないこと、第5に、銀行に対する社会的要請と銀行の私企業性との調和を図る自己規制策として、資金運用を中心とした銀行のディスクロージャーを拡充してゆくこと、などである。¹⁴⁾

しかし、実際に新銀行法の法案が整備されてゆく過程で、大銀行の猛反対にあい、公共性論、資金の適正配分論、ディスクロージャー論は骨ぬきにされ、効率性と公共性の調和をうたい文句にした新金融効率化政策を飾るだけのものになってしまったのである。¹⁵⁾

「金融の公共性」論がいかに金融資本の経営根幹にふれるものであるか、そして「金融の民主主義」がこの問題を最大の中心争点にして展開することか、これらのことことが現実に証明されたのである。

今後、金融の自由化・国際化が進むにつれて、新しい国民的争点もうかびあがるであろう。すでに金融革命の進行したアメリカでは、金融独占が国民大衆から高い手数料を収奪するようになり、さらに国民の預金を担保にしたハイリスク・ハイリターンの危険な銀行行動が国民の不満と不安をきたしている。¹⁶⁾また、多国籍銀行の自由な営利活動を容認する国際金融のオフショア市場も国民の批判を呼ぶようになっている。¹⁷⁾これまで以上に広範な国民を基盤にもった、「金融の民主主義」の新しい波がおとずれるかもしれないである。

14) 前掲同書、pp. 8—18。

15) 新銀行法について批判的に考察したすぐれた労作は、森七郎氏、森静朗氏、岡本繁男氏、谷田庄三氏の論文を掲載して、新銀行法を特集した『金融経済』No. 193、1982年4月、がある。

16) アメリカの金融革命が、どのような金融問題をひきおこしたかについては、原田和明『銀行10年後への戦略』日本経済新聞社、昭和61年、5月を参照せよ。

17) すでに、R. H. ブラム、名東孝二訳『オフショア市場の犯罪』東洋経済新報社、昭和61年5月、があらわれている。ブラムは、ユーロ市場などのオフショア市場が銀行や企業、犯罪者の不正な資金取引に利用されている現実を暴露している。そして、IMFやBISなどの国際機関をはじめ、各国の政府、財務省、中央銀行がオフショア不法取引を放任していること、規制に不熱心であることを批判している。

第3章 金融労働と「金融の民主主義」

金融労働と「金融の民主主義」の深いつながり、対応関係は、すでに明らかになっている。第1章では、歴史的経験を総括するなかで、つまり実践の特徴をみることで、この関係を把握することができた。ついで、第2章では、経済民主主義の一環としての「金融の民主主義」にふれた機会に、金融労働者が果たすべき民主主義的役割を帝国主義段階についてみてみることができた。

しかし、まだ、金融労働を原理的に考察し、「金融の民主主義」の担い手になる経済的必然性を理解するところまでいっていない。また、「金融の民主主義」の発展と金融労働の全面発達との弁証法的な関係、およびこの関係の法則性にまでふみこんだわけではない。この2つの課題を検討してはじめて、金融労働と「金融の民主主義」の相互関係を総合的に把握できるのである。

金融労働が「金融の民主主義」の担い手として必然的に発達する契機は、金融労働そのものに求めなければならない。

まず、私達は、資本主義的生産様式における金融労働を本源的に規定する必要があろう。このためには、金融労働を総労働として、つまり、銀行労働、証券労働、保険労働という営業形態や資金利用の形式にかかわりなく、しかも金融関連の各個別資本の指揮と私的所有の下に分裂した個別労働としてではなく、金融労働総体として規定しなければならない。

総労働として考察した場合の金融労働の最も重要で中心的な機能は、貸付可能な資本の大量集中と、貸付という形態での貨幣資本の一般的配分であり、この機能によって金融労働は貨幣資本の一般的管理労働としてあらわれるのである。

商品としての貨幣、貨幣資本は貨幣として同じ姿をもっており、無差別な形態にある。この貨幣資本の一般的性格によって、社会のあらゆる部門や地域にある様々な金額の貨幣は、組織された貨幣大量として集中され、信用制度が発展するにつれて社会的・共同的な性格を強める。金融労働者は、貸付可能な資本を組織された大量として集中し、資本家階級の共同の資本として管理し、こ

の共同資本の利用方法、利用形態を社会的に組織して、各部門の生産上の要求に応じて配分するのである。

マルクスは、貨幣資本の一般的性格と共同的性格について次のように述べている。

「貨幣市場ではただ貸し手と借り手とが相対するだけである。商品は、貨幣という同じ形態をもっている。資本がそれぞれ特殊な生産部面または流通部面に投下されるのに応じてとる特殊な姿は、すべてここでは消えてしまっている。資本は、ここでは、独立な価値の、貨幣の、無差別な、自分自身と同一な姿で存在する。特殊な諸部面の競争はここではなくなる。どの部面も貨幣の借り手としてみなひとまとめにされており、また資本も、すべての部面にたいしてその充用の特定の仕方にはまだかかわりのない形態で相対している。資本はここでは、産業資本がただ特殊な諸部面のあいだの運動と競争とのなかだけで現われるところのものとして、階段のそれ自体で共同的な資本として、現実に、重みにしたがって、資本の需要供給のなかで現われるのである。他方、貨幣資本は貨幣市場では現実に次のような姿をもっている。すなわち、その姿で貨幣資本は共同的な要素として、その特殊な充用にはかかわりなしに、それぞれの特殊な部面の生産上の要求に応じていろいろな部面のあいだに、資本家階級のあいだに、配分されるのである。そのうえに、大工業の発展につれてますます貨幣資本は、それが市場に現われるかぎりでは、個別資本家、すなわち市場にある資本のあれこれの断片の所有者によっては代表されなくなり、集中され組織された大量として現われるようになるのであって、この大量は、現実の生産とはまったく違った仕方で、社会的資本を代表する銀行業者の統制のもとに置かれているのである。」¹⁾

金融労働は、社会的に集中した共同的性格の資本の「一般的管理権」を取得し、この貨幣大量をどの部門に、どの地域に、どのような方法で、そしてどのような目的で、配分するかは彼の自由な判断にまかされる。なぜなら、金融労

1) K, マルクス『資本論』第3巻第22章「利潤の分割と利子率」大月書店, pp. 460—461。

働は、個々の貸し手に対して借り手一般の代表者であり、他方個々の借り手に対して貸し手の一般的代表者としてあらわれ、貨幣資本の個別の処分権をとりあげた一般的媒介労働として機能するからである。マルクスの次の叙述が参考になろう。「この貨幣取引業と結びついて、信用制度の他方の面、すなわち利子生み資本または貨幣資本の管理が、貨幣取引業の特殊な機能として発展する。貨幣の貸借が彼らの特殊な業務になる。彼らは貨幣資本の現実の貸し手と借り手のあいだの媒介者の役をするようになる。一般的に言えば、この面から見た銀行業者の業務は、貸付可能な貨幣資本を自分の手中に大量に集中することにあり、したがって個々の貨幣の貸し手に代わって銀行業者がすべての貨幣の貸し手の代表者として産業資本家や商業資本家に相対するようになる。彼らは貨幣資本の一般的な管理者になる。他方、彼らは、商業世界全体のために借りるということによって、すべての貸し手にたいして借り手を集中する」²⁾

金融労働は、貨幣資本の貸し手と借り手の媒介労働であることから、価値をうみださない不生産的労働である。資本主義社会は、その処分をゆだねた預金に対して利子を受けとり、同時に借入れた資本に対してより多くの利子を支払うのであって、この差額が金融労働の社会的機能に対する報酬であり、生産的労働者の剩余価値から支払わねばならない。

金融労働の本源的性格をまとめると、貨幣資本を集中する組織性と社会的利用形態を組織するという「組織的性格」、社会的な規模で貨幣資本を管理して社会の要求に応じて共同で配分する「社会的・一般的性格」、貨幣資本を全地域的範囲で移転、移動させる「媒介的性格」、社会の剩余価値によって支えられる「不生産的性格」、このように整理することができる。

金融労働は、以上の労働の性格から、高度に専門的な技術を必要とする労働とならざるをえない。つまり、金融労働は社会のあらゆる生産部門や地域とかかわりをもち、経済状況、労働状況、資金要求を把握できなければならぬし、またどんな小さな金額でも受け入れ、どこに貸付けしたのかを確実に記帳

2) K. マルクス、前掲書、第25章「信用と架空資本」p.506。

し、借入れと貸付の関係を観念的に総括できる技術（簿記等）をもたなければならぬし、さらに借入れと貸付けはどちらも資本の環流を必要とする以上、この管理技術をもたなければならぬし、社会的な範囲と規模で貨幣資本の輸送網と振替決済のための通信網を安全、確実、安価に組織する技術をもたなければならないのである。

この貨幣取引の高度な技術はすでに、貨幣取引業の歴史的発展によって準備されている。信用制度の高度な発展は、貨幣取引業の発展と結びつき、それを技術的基礎として可能となったのである。³⁾ 金融労働の技術的性格は、記帳、計算、収納、支払、簿記、保管、通信という貨幣取引の技術的操作を行う労働である。⁴⁾

金融労働は、総労働として共通の性格をもちつつも、資本主義的現実の姿としては次の労働形態にある。

第1に、金融関連の個別資本の支配と搾取のもとにある賃労働としてあらわ

3) K, マルクス, 前掲書, 第19章「貨幣取引資本」pp. 393—402。

マルクスは貨幣取引労働の技術を、差額計算、収納、支払、簿記、保管と説明している。次の叙述である。「資本家は絶えず多くの人々に貨幣を払い出し絶えず多くの人々から貨幣の支払を受けなければならない。このような、貨幣支払や貨幣収納の単に技術的な操作は、それ自身労働であり、この労働は、貨幣が支払手段として機能するかぎりでは、差額計算や決済行為を必要にする。この労働は一つの流通費であって、価値を創造する労働ではない。この労働は、それが一つの特殊な部類の代行者または資本家によって残りの全資本家階級のために行なわれることによって、短縮される。」

資本の一定の部分は絶えず蓄蔵貨幣として、潜勢的な貨幣資本として、存在しなければならない。すなわち、購買手段の準備、支払手段の準備、貨幣形態のままで充用を待っている遊休資本として存在しなければならない。そして、資本の一部分は絶えずこの形態で還流する。これは、収納や支払や簿記のほかに、蓄蔵貨幣の保管を必要にするが、これもまた一つの特殊な操作である」

4) 渡辺峻氏は、野田正穂氏の研究成果を発展させ、銀行労働を次のように規定している。「銀行労働の基本的性格は、銀行資本の流通を媒介する簿記・記帳・会計・通信などの事務労働、すなわち、商業的の操作の労働（商業的事務労働）であろう」渡辺峻「金融技術革新の新局面と銀行労働」（谷田庄三氏との共著だが、上の引用は渡辺氏

れる。金融労働者の労働の成果は、すべて賃金に反映せず、剩余労働は資本の取得するものとなる。個別資本にとって金融労働は「生産的」なのである。

第2に、それぞれの個別資本に所属して、おたがいに分裂した労働として、そして個別資本の相互の激しい競争体制のもとで生存をかけて非人間的に競争する労働としてあらわれる。金融業における競争が特に激しいのは、第1に、貨幣資本の一般的性格であり、無差別で同質な貨幣はどこにでも入りこみ、金融業の競争戦場を広大にするからであり、第2は、金融取引の「機能の二重性」であり、貨幣取引の技術的操作は商人や生産者によっても可能であるからであり、第3には後でもふれるが、金融業の専門性が急速に解体し、貨幣操作の高度な技術は必要でなくなり、このため技術は速く普及するし、金融業設立が容易であるから、などである。

第3に、金融労働は高度な技能をもった特権的な性格を急速に失い、その専門的性格を解体させられ、プロレタリア的性格を強める。マルクスは商業労働者について、この分析を進めているが、一般事務労働として共通性をもつ金融労働にも当然あてはまるものである。マルクスは次のようにいう。「その賃金は、資本主義的生産様式が進むにつれて、平均労働に比べてさえも下がってくる傾向がある。それは、一部は事務所内での分業によるものである。すなわち、労働能力のただ一面的な発達だけが促進されるようになり、そしてこの労働能力の生産は資本家にとって一部は少しも費用がかからないで、むしろ労働者の技能が機能そのものによって発達し、しかもそれが分業につれて一面的なればなるほどますます急速に発達するからである。第二には、資本主義的生産様式が教授法などをますます実用本位にするにしたがって、予備教育や商業

の担当である) 笹川儀三郎、石田和夫編『現代企業のホワイトカラー労働(上)』大月書店、1983年11月、p.204。

しかし、この銀行労働の性格規定は、その労働の技術的内容をいい表わしたにすぎない。労働の基本的性格は、その経済機能に求めるべきである。私は、広い意味での金融労働の基本性格を、貨幣の大量集中と一般配分を経済機能とする貨幣資本の一般管理労働としての性格に求めるべきであると考えている。

知識や言語知識などが科学や国民教育の進歩につれてますます急速に、容易に一般的に、安価に再生産されるようになるからである。国民教育の普及は、この種の労働者を以前はそれから除外されていたもっと劣悪な生活様式に慣れていた諸階級から補充することを可能にする⁵⁾ 現代の金融技術変革をふまえればこのマルクスの叙述にわれわれはつけ加えなければならないが、金融労働の専門的性格は、解体と成熟の矛盾のなかにあることである。事務労働の機械化（エレクトロバンキング等）によって貨幣取引の技術的操作は急速に無駄になり、金融労働は機械に従属した附属労働として「無内容化」を強めている。他方、機械化によって安価に大量に高速に貨幣資本を集中、分配できることが可能になり、金融労働の高度な社会的組織性、管理性は強まる。⁶⁾ この結果、技能や技術労働的性格を解体された金融労働は、金融労働のもつてゐる本来的機能を、貨幣資本の一般的管理者としての高度の社会的専門性を、労働の普遍的発達欲求として資本からよりもどすことを要求するようになる。

以上の検討をふまえれば、われわれは次のようにいいうことができる。金融労働は、一方では私的資本のもとでたがいに競争する個別労働として分裂し、私的労働として対立しあう形態をとっているが、他方では彼らの労働機能からうみ出される特有の社会的・一般的・共同的性格、つまり労働の社会的条件としての形態をもつという矛盾をかかえているのである。信用制度が発展すればするほど、この矛盾は強まる。自由競争の社会においても、生産社会の側から競争のゆき過ぎに対して一定の規制、統制、監督を加える要求があらわれるのも当然である。しかし、金融労働の側からもこの矛盾した労働形態は問題にされざるをえない。なぜなら、労働の内容が社会的性格と役割をもつてばもつほど、そして労働の成果が社会全体と広く深くかかわりをもつてばもつほど、この労働機能が私的営利活動にゆだねられておくことは苦痛になるからである。

5) K, マルクス, 前掲書, 第17章「商業利潤」p. 376.

6) 銀行企業の機械化によって、銀行労働がどのような変容をこうむるかを実証的、現実的に検討した労作に、渡辺峻『現代銀行企業の労働と管理』千倉書房、昭59年、3月、がある。本稿を準備するうえでも、この研究成果から多くを学んだ。

金融労働は、ここにおいて、金融労働の成果を社会に最も有効に計画的に還元されること、つまり総労働としての社会的計画性、民主性を要求するにいたる。しかも、総労働としての復権によって、いまや金融労働者の普遍的欲求となった社会的専門性を獲得することができる。私達はここに金融労働が「金融の民主主義」の担い手として発達する経済的必然性をみることができるであろう。

金融の集積・集中が独占形成まですんだ帝国主義段階ではこの要求はさらに強くなる。なぜなら、金融独占が形成され、金融労働の総労働としての性格は、単なる形式ではなく、私的独占の支配のもとにある矛盾した形であっても、その内容をあたえられているからである。

それでは次に、金融労働は、自己の普遍的欲求として発生してきた「金融の民主主義」を契機に、どのような発達した姿をみせるのであろうか。

「金融の民主主義」が金融労働者に全面発達の法則的展開を促すのは、それが「外延的」「内包的」と表現できる「金融の民主主義」の2つの発達課題を金融労働者に提起するからである。

「金融の民主主義」の「外延的」な発達課題とは次のようにいえるであろう。

金融労働者は「国民に役立つ金融」を提起して「金融の民主主義」運動により組んだ。その基本的な内容は、大企業中心の資金の流れを国民、中小企業のために転換することであった。この基本視点から、金融労働者は金融に対する国民的要求を組織するため、市民・業者との交流や懇談会、共同行動にとり組み、「国民に役立つ金融」の政策を具体的に発展させている。たとえば、「金融の民主化をめざす金融労組こんだん会」が発表した「不況から国民の生活と企業の経営を守るために金融面での対策（第3次試案）」は、1. 日銀の通貨安定対策の強化と預貯金の目減り補償などによってインフレから国民の預貯金を守ること、2. 住宅ローンへの利子補給などによって住宅建設を促進すること、3. 拘束預金の廃止、利子補給などによって中小零細企業融資の改善・拡充を行うこと、4. 政府出資を拡大するなどして中小企業のための信用補完制度の

改善・拡充をすること、5. サラ金規制と自治体・金融機関の小口融資制度を改善すること、6. 予算の組替えや大企業課税によって財源を確保すること、以上の6点を政策として提起している。金融共闘会議の大蔵省要請書にみる「国民本位の金融政策の転換」を求める政策は、これに加えて、大金融機関に対する海外進出の規制、小口預資金利の抑制、投機的資金運用の規制を要求し、さらに過当競争の排除もふくめている。これらの政策と要求はきわめて当然で正当なものである。

しかし、これらの政策をつぶさに検討すれば、実現までに相当の労力と活動を予想させるものから、現実に改良がすぐに可能ななものまで、実現までの段階がいろいろ異なるもの、あるいはこの実現の難易度のちがいに応じて組織的・政策的に活動形態や活動水準が異なると考えてよいもの、このような内容のものが一つの政策方向にふくまれている。たとえば、中小企業金融の拡充という政策をとりあげてみると、そこには、相談コーナーを設けたり親切に中小企業者の相談に応するなどの金融労働者個人の業務改善で可能なもの、拘束預金をやめさせるなどの金融機関の経営体にむけられたもの、国民金融公庫の「関連倒産緊急融資制度改善」のように専門金融の制度改善を必要とするもの、大蔵省に利子補給を求めるもの、中小企業金融を育成する金融行政を要求するもの、という政策要求が渾然一体として並んでいる。

のことから次のことがわかる。「国民のための金融」を実現するという目標を設定した時に、労働者個人が職場業研活動によって職場と業務改善にとり組む場合もあれば、経営研究とあわせて、労働者集団と中小零細企業の連合によって個別の金融機関の経営に介入してコールローンの放出や大口貸出し、拘束預金をやめさせ中小企業金融を拡充させる方向もあれば、同質の金融機関の労働者集団が業研活動からうまれた制度改善要求を組織してこの実現にとり組む場合もあり、さらに大金融機関の経営にも介入するためには都市銀行などの労働者との連合も必要であろうし、そもそも民間銀行の営利性をそのままにしておいて実現できる金融改革の限界も明らかになるであろうし、政府金融からの、あるいは財政からの公金を要求するには広く公務労働者と連携する必要も

あり、さらに日銀改組をはじめ金融行政、財政政策、経済政策全般の転換が不可欠となれば、労働者の統一と大規模な国民的連帯行動と国民的要求基盤が求められることになる。

政策内容が高度になるにつれて、現実にすぐに実現できる改良の幅が狭くなることは否定できないであろうし、金融労働者がすぐに実現できる政策の範囲にとどまつていては、「国民のための金融」活動もすぐに行き詰まるであろう。政策内容が高度になるにつれて、実現のためには「金融の民主主義」のさらに広い行動範囲と組織基盤が必要になるし、政策内容もたんに金融にとどまらず、たとえば国民的な産業計画の立案と金融のかかわりまで進めば、日本の現実にあわせて具体化するには、金融労働者の政策的、科学的、専門的能力が必要になるであろう。金融労働者が、さらに困難で高度な政策課題に挑戦して、みずからの政策的・組織的発達能力を高めてゆく法展法則を、「金融の民主主義」の「外延的」発達と呼べるであろう。

さらに金融労働者は、「地域づくり金融」あるいは「地域に役立つ金融」にとり組むことで、「金融の民主主義」の「内包的」な発達課題にとり組むことになる。「内包的」というのは、地域に密着して地域との金融を通じたつながりを多様な方法で豊かにすることによって、金融労働の多面的で総合的な発達が可能になるからである。

「地域づくり金融」の基本システムは、地元で受入れた資金を地元で優先的に有利な条件で使うことであり、その結果地元の産業・企業が発展し、それがまた地域の金融力をさらに増大させる資金循環システムである。⁷⁾

金融労働者は、地元企業をできるかぎり発展させる貸付・融資政策を行なわなければならない。⁸⁾ また、地域の特徴を生かした金融資産の機会を住民に提供し、地元資金を集中しなければならない。これらの最も有効で合理的で科学的な政策を開発しなければならない。当然、地域のための経営相談など、キメ

7) 「地域づくり金融」の活動に積極的にとり組んでいるのは、地銀連である。

地銀連副委員長である平田貞治郎氏は次のようにこの活動を定式化している。「資金の適正配分とは、われわれにとって国民に役立つ金融を、具体化することである。

細かなサービス体制、足を使った顧客との密着は必要である。さらに、営利企業としての金融の限界を補完するためには、自治体の制度金融、政策融資、商工行政を改善させる必要があるし、自治体労働者との連携、地方行財政の住民自治の発展も展望する必要があろう。

有形、無形の地域資源を開発するための調査活動、政策研究活動は地域づくりに欠かせない科学的専門活動である。この政策をもとに地域づくり政策を金融の経営政策として確立することが必要となる。このための専門性、ノウハウを蓄積することは地域金融の戦略的重要性をもつであろう。

金融労働者は以上の政策的発達ばかりでなく、地域づくりの組織論を身につけなければならない。地域要求を把握し、自治体労働者をはじめ様々な地域関連組織との協力・共同関係を深め、地域づくりの運動に参加し、みずから地域ネットワークづくりの積極的担い手になることが求められる。地方銀行支店を網の目のようにもった金融機関ならば、技術的にも可能であろう。このような住民と結びついた多面的な活動を組織することによって、地域政策を経営政策へ反映させることが可能になる。

またそれは、地方銀行に即せば地域に役立つ金融であり、相互銀行等についていえば、中小企業に役立つ金融機関としての社会的責任を明確にし現実化することである。（中略）そのさい、地域の民主的諸団体との共闘、とくに中小企業団体や、政党、自治体などと協力しながら、地域金融機関の資金循環の媒介機能を地域住民や地場産業発展のために役立てる具体的な方策をまとめることが大切である」平田貞治郎「金融自由化の問題点と今後の金融労働運動」『銀行労働調査時報』N.425、1984年、9月、p.8。「地域づくり金融」は、すでに越川民主府政において実践され、大きな成果をあげている。国金労は業研活動として、この調査にとり組んでいる。なお、この問題を地方自治体の財政政策と地方債という視点からとらえた業績は、池上惇『地方財政論』同文館、昭和54年がある。

- 8) 平石裕一氏は、地域経済への金融の貢献実力を考える3つの尺度を提起している。
①地区における金融の実力があるか、②一定地区へ資金が偏在していないか、（地区で集めた金は地区へ還元しているか）③貸出先が小数へ偏在していないか（多数者、中小企業が資金を充分供給されているか）。平石裕一「地域経済と中小金融機関」『銀行労働調査時報』N.362、1979年、5月、p.7。

以上のように「地域づくり金融」は、金融労働の総合的な発達契機になり、金融労働者は高度な専門性を身につけるばかりでなく、地域ネットワークの担い手として自治体労働者とともに地域の発展を支えるのである。ここに至って、「よき労働者はよき銀行員である」という金融労働者像を展望することが、現実的 possibility を与えられるのである。

金融の民主主義の「内包的」な厚みが、あらゆる地域に形成されることによって、そして「地域づくり金融」の国民的ネットワークが結ばれることによつて、この「内包的」な民主主義はそのまま「外延的」な「金融の民主主義」に転化することも可能となるであろう。

われわれは、「金融の民主主義と金融労働」というテーマの魅力にひかれて、これまで次のような論点を追究してきた。

金融労働が「金融の民主主義」の担い手として発達した経過と背景。

「金融の民主主義」の思想と原理。

金融労働が「金融の民主主義」の担い手として発達する法則性。

いま検討を終わって、ここで取りあげた問題は、さらに多くの研究領域や研究課題と関連していることは明らかになった。本稿は、いくつかの資料を整理、記録して、ようやく入口に立っただけである。

しかし、「金融の民主主義」というテーマが、労働組合の実践目標にとどまらないこと、金融労働者の全面発達の法則が「金融の民主主義」や「地域づくり金融」と深くかかわっていることを示せたことは、本稿の成果である。これを結論としてしめくくりたい。